

## 第14回長野地方裁判所委員会議事概要

### 1 日時

平成19年5月17日午後1時30分から午後5時30分まで

### 2 場所

長野地方裁判所大会議室及び7号法廷（法廷傍聴）

### 3 出席者

（委員）小林邦一，菅生喜美，高森高德，武田芳彦，菱山晋一，御子柴伸男，  
宮下敏子，米田保晴

（50音順，敬称略）

（オブザーバー）蒲博胤簡易裁判所判事，若麻績咲子民事首席書記官，小池新  
吉刑事首席書記官，船坂明弘刑事次席書記官，井上美樹裁判所書記官，中澤清  
孝司法委員

### 4 テーマ

簡易裁判所における少額訴訟手続について

### 5 法廷傍聴等の実施

- (1) 少額訴訟の手続案内ビデオを視聴（大会議室）
- (2) 少額訴訟（売買代金の支払請求事件）の法廷を傍聴（7号法廷）

### 6 議事

#### (1) 開会の言葉（総務課長）

- 委員長差し支えのため，小林邦一委員長代理が議事を進行する。
- 本日の委員会の報道関係者による取材につき，承認した。

#### (2) 少額訴訟の法廷を傍聴した感想

- 指定時刻になっても被告が出頭しないため，欠席のまま審理が進むのかと心配したが，遅刻してでも被告が出頭したので良かった。裁判所は近付きがたいと思っている被告が多いと思われるが，裁判官も司法委員も非常に丁寧な説明を行っており，そのような雰囲気の下で裁判が進められれば，裁判所

に来て良かったと思うのではないか。 (菅生委員)

○ 短時間で、非常にきめ細かく双方の意見を調和させた上で結論を導き出し  
ており、素晴らしいと思った。このような裁判手続があることを知り、簡易  
裁判所の存在意義は非常に大きいと感じた。 (宮下委員)

○ 司法制度改革が進められる中、初めて少額訴訟手続の法廷を傍聴したが、  
非常に参考となった。簡易裁判所は、非常に使い易いということが分かり、  
訴訟制度が発展していることを嬉しく思った。今後も、このような状況につ  
いて、法律を学ぶ学生に伝えていきたいと思う。 (米田委員)

### (3) 少額訴訟についての説明と質疑

ア 簡易裁判所とは

イ 少額訴訟手続とは

ウ 少額訴訟事件の動向及び傾向

エ 傍聴事件について

オ 簡易裁判所における手続と司法委員

[説明(蒲裁判官, 井上書記官, 中澤司法委員)]

(なお、少額訴訟に関する簡潔な説明資料としては、リーフレット「ご存じ  
ですか? 簡易裁判所の少額訴訟」が各簡易裁判所に備え付けられている。)

○ 少額訴訟手続を利用するのに必要な費用は、どのくらいか。また、和解に  
よって支払うことになったお金を被告が支払わなかった場合、強制執行の手  
続を取るために必要な費用は、どのくらいか。 (米田委員)

○ 少額訴訟手続を利用するための費用としては、申立手数料と相手方に書類  
を送達(特別送達)するための切手代などが必要である。申立手数料は法律  
で決まっており、請求金額により異なるが、少額訴訟では最大限6,000  
円、それに切手代が数千円というところである。強制執行の段階になると、  
申立手数料は定額で4,000円、それに切手代が数千円必要になる。

(井上書記官)

○ 少額訴訟手続の法廷は、非公開とすることはできるのか。 (米田委員)

○ 少額訴訟手続の法廷を非公開とすることはできない。 (蒲簡裁判事)

○ 長野消費生活センターに勤務していた当時、少額訴訟手続を利用した人の話を聞いたことがあるが、長野簡易裁判所の窓口では本当に親切に説明を受け、裁判所はこんなに親切であることを初めて知ったとのことであった。

その後、相談に訪れた女性2名に対して少額訴訟手続について話したところ、2名であれば裁判所でも話すことができるものの、1名では話をすることは無理であると言っていたが、介添人のようなものを付けることはできないのか。 (御子柴委員)

○ 専門的、技術的な訴訟などにおける補佐人の制度はあるが、介添人については、一般的な制度としては存在しない。ただ、交通事故の損害賠償請求事件において、保険会社の社員がアシスタントとして傍聴席まで付き添ってくることがあり、そのような場合に事実上話を聞くということはある。

(蒲簡裁判事)

○ 妻が当事者となっている場合、夫が委任状を出した上、代理人として一緒に出頭するということはないのか。 (米田委員)

○ 簡易裁判所には、許可代理という制度があるため、そういうこともある。なお、申請が認められれば、当然、代理人だけが出頭しても構わない。

(蒲簡裁判事)

○ 被告が出頭しない場合でも、丁寧に審理が進められることが分かり、非常に良い制度だと思った。 (御子柴委員)

○ 簡易裁判所は、市民に開かれた裁判所であるということが良く分かった。弁護士費用の観点からすれば、少額訴訟手続を利用するような事件の相談を受けると苦慮するが、利用する金額の多寡にかかわらず、社会の病気である法的紛争としては同じである。実際の審理を見て、丁寧に解決する姿勢から、弁護士としても助かる思いであり、今後は、同手続を紹介していきたいと考

えている。

一方、心配なのは、審理に当たって3回程度の打合せが必要であるということだが、簡易裁判所の事務量は増えていると聞いているのに、裁判官や裁判所書記官等の職員の数の手当は大丈夫であるのか。簡易裁判所が開かれた裁判所であるとPRした結果、事務が繁忙になっても人的な面で大丈夫であるのか。

(武田委員)

○ 弁護士でも、少額訴訟手続を頻繁に利用する人もいる。現状では、少額訴訟手続の開廷日として月曜日1日を当てているが、申立てが増加したとしてもパンクするような状況にはならないと思われるし、仮にパンクするような状況になったとしても、それに応じた対応をしていけるものと考えている。

(蒲簡裁判事)

○ 裁判所はパンク寸前までいかないということであっても、訴訟の現場では、裁判官や裁判所書記官を増やしてほしいと思っている。

(武田委員)

○ 「簡裁民事事件における事件推移・グラフ」のようなデータについては、長野県という単位でも積極的に公表すれば、良い制度である少額訴訟手続が市民に利用しやすくなるのではないか。

(菱山委員)

#### (4) 裁判員制度広報活動の取組状況についての説明

(企業に対する環境作り等の依頼、松本支部における模擬裁判等)

[説明(刑事首席書記官, 刑事次席書記官)]

## 7 次回期日

未定

(注)

○は、委員の発言内容

■は、委員会において確認した事項